

任意継続被保険者資格取得申請書

NO. _____

資格喪失時の 保険証の	記号	番号	喪失年月日 (退職日の翌日)	令和	年	月	日
	事業所名 (会社名)	所属名					
私は別紙「任意継続被保険者制度について」の内容を了承のうえ、下記の通り申請します。 (フリガナ) (氏名)			性別	男 ・ 女			
			生年月日	昭・平 令	年	月	日
住所	(〒 _____) ※マンション・アパート名も記入 都 道 府 県						
電話番号	① _____		② _____				
扶養の有無	無・有 (有のときは、新たに審査が必要となりますので扶養登録申請書と状況に応じた必要書類を添付してください)						
納付方法の選択	1. 毎月 まずは払込票で払込 その後毎月口座から引落		2. 半年前納 初回分と9月分(3月分)までを払込票で払込 その後半年ごとに払込票で払込		3. 1年前納 初回分と3月分までを払込票で払込 その後1年ごとに払込票で払込		

T14-202201

・この申請書をご提出いただいた方は、「Smile Life」等の送付物の配送を委託するため、運送業者等に住所・氏名等の個人情報の提供を行うことをご了承いただいたものとさせていただきます。

・自動払込利用申込書(A4)を必ず添付してご提出ください。

事業所	所属

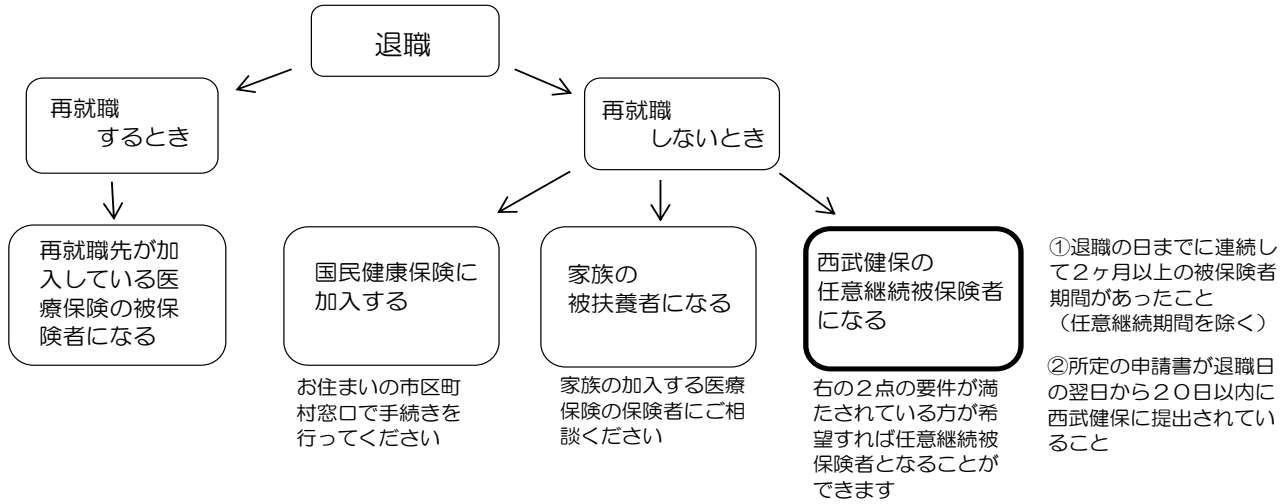
健保使用欄	
常務理事	標準報酬月額
	千円
事務長	介護保険料
	有・無
課長	
	資格照合
担当者	証回収

健保受付印

<任意継続被保険者制度について>

退職後の健康保険

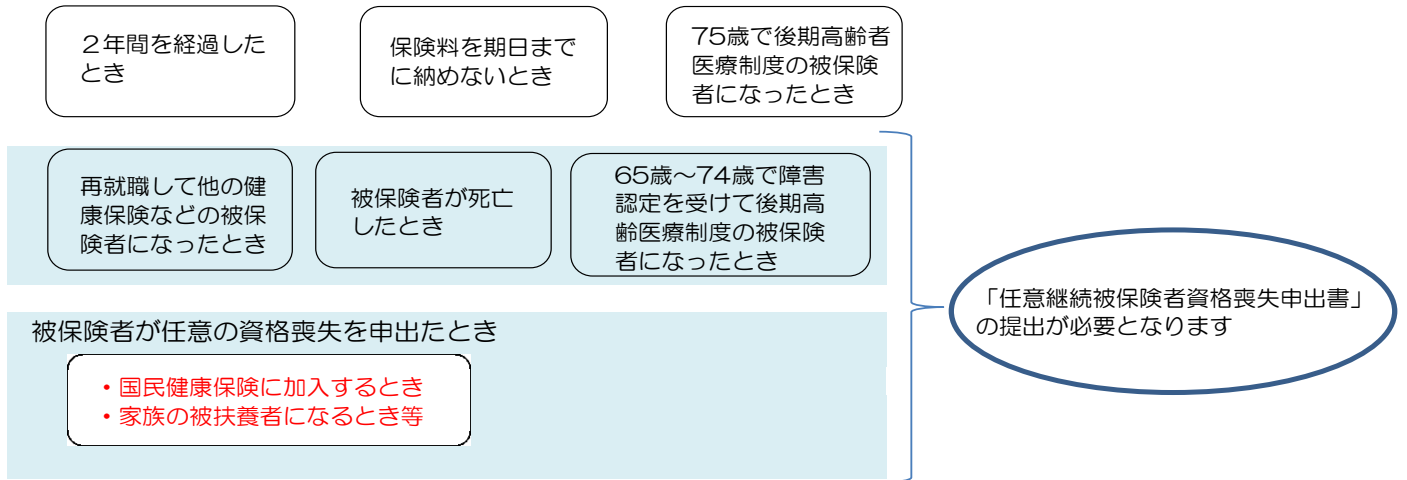
退職により健康保険の被保険者資格を失うため、退職日の翌日から今まで使っていた保険証は使用できなくなります。退職後は、それぞれの状況に応じた医療保険に加入することになります。



制度の概要

【加入期間について】

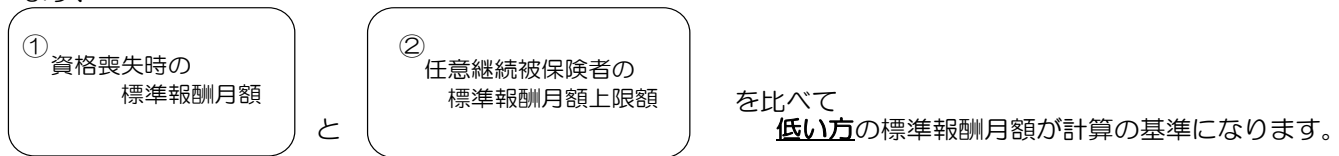
任意継続被保険者となってから**2年間**です。
次の事由に該当した場合、任意継続被保険者の資格を失います。



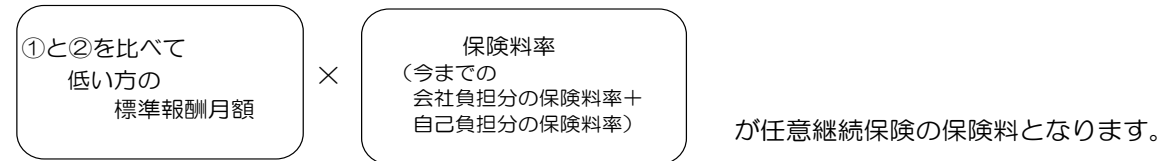
「任意継続被保険者資格喪失申出書」は被保険者が資格喪失する際に必要となります。
扶養家族の方が就職等で資格喪失する場合は、「被扶養者削除届」の提出が必要となります。

【保険料】

保険料は、標準報酬月額に保険料率をかけて算出します。まず、



ここで決める標準報酬月額は原則として2年間変わりません。前年の収入により2年目の保険料が変わるということはありませんのでご注意ください。



- ※任意継続被保険者の保険料には、会社負担はありません。全額自己負担となります。
- ※保険料率は西武健保ホームページからご確認ください。ご自身の標準報酬月額や保険料がわからない方は、会社担当者へご確認ください。任意継続被保険者の標準報酬月額上限額は、西武健保の全被保険者の標準報酬月額の平均を基に定められています。
- ※40歳から65歳までの被保険者の方は、介護保険料も併せて徴収します。
- ※保険料率が改定になることや、任意継続被保険者の標準報酬月額上限額が見直され、保険料が変更になることがあります。変更がある場合は、ご自宅へ通知をお送りいたします。

【保険料の納付方法】

- ①から③の中から選択していただきます。
 - ②と③をご利用いただくには、任意継続に加入した月の末日までに、前納分の保険料の払込が必要です。
・保険料の払込にあたり、別途手数料がかかる場合があります。
- 資格喪失日・申請書提出のタイミングによってご利用いただけない場合もありますのでご了承ください。

	①毎月払い	②半年前納	③1年前納
初回保険料	払込票で払込 (申請書の提出日により 2ヶ月分となる場合もあります)	払込票で払込 (割引なし)	払込票で払込 (割引なし)
※在職中の保険料は翌月払いとなっていました。任意継続に加入すると保険料は当月払いに変わります。任意継続の資格取得月に最後の給与が支給される方で、給与から保険料が控除されている場合も、その保険料は前月分となり、任意継続保険料と重複して請求するものではありません。			
その後の保険料	被保険者様名義の ゆうちょ銀行口座から 毎月10日に引落 (10日が土休日の場合は翌営業日)	4月からの加入の場合(初年度)	
		5月から9月まで(5ヶ月)と 10月から翌年3月まで(半年分)を 払込(割引あり)	5月から翌年3月まで(11ヶ月分)を 払込(割引あり)
		2年目	
		4月から9月まで(半年分)と 10月から翌年3月まで(半年分)を 払込(割引あり)	4月から翌年3月までの 1年分を払込(割引あり)
※上記期間の途中で資格の取得や喪失があるときは、取得月の翌月からまたは喪失月の前月までが保険料の対象期間となります。			
<ul style="list-style-type: none"> ・払込月に、ご自宅に払込票を送付します。 ・納付期間の前月末日までに保険料が払込されないときは、自動的に毎月払いに切り替えとなります。 ・前納制度をご利用いただく方も、前納保険料が期限内に払込されず毎月払いに切り替わるときと、西武健保からの給付金の支給に使用するため、自動払込利用申込書をご提出いただきます。 ・前納した保険料は、途中で資格喪失したときには還付できません。 			

【保険給付】

傷病手当金および出産手当金を除き、在職中に受けられる保険給付と同様の給付を原則受けることができます。※傷病手当金及び出産手当金は、任意継続の加入とは関係なく、在職中からの継続給付の要件を満たす場合に限り対象となります。

【保健事業】

在職中と同じようにご利用いただけます。各種健診(検診)や保養所もご利用いただけますので、所定の期日までに西武健保へ申込書をご提出ください。申込書は、西武健保のホームページからダウンロードできます。

任意継続 加入手続きの流れ

- ① 被保険者
↓
 - ・任意継続被保険者資格取得申請書と自動払込利用申込書、継続してご家族の扶養を希望する方は扶養登録申請書と必要な添付書類も併せてご提出ください。
 - ・今まで使用していた保険証を会社に返却してください。
 - ※自動払込利用申込書には、被保険者様名義のゆうちょ銀行通常貯金口座をご指定いただきますので、ゆうちょ銀行口座をお持ちでない方は、事前に口座を開設してください。
- ② 会社
↓
 - ・退職日の翌日以降に、会社で作成した資格喪失届、回収した保険証、被保険者の方が記入した任意継続被保険者資格取得申請書と自動払込利用申込書、添付書類を西武健保へ提出します。
- ③ 西武健保
↓
 - ・任意継続被保険者資格取得申請書を受理した後、初回保険料の払込票をご自宅へ送付します。
- ④ 被保険者
↓
 - ・初回保険料の払込票が届いたら納付期限内にゆうちょ銀行で払込を行ってください。
 - 入金情報確認のため、必ず払込票を使用してください。
 - ※納付期限内に払込がなかったときは、任意継続被保険者にならなかったものとみなされます。
- ⑤ 西武健保
↓
 - ・払いいただいた2営業日後までに入金の確認ができます。
 - ・入金を確認できたら保険証をご自宅へ送付します。
(ただし、在職中の保険証が事業所経由で西武健保へ返却されていることが条件)
- ⑥ 被保険者
 - ・保険証が届きます。
 - ※簡易書留でお送りします。
 - ※保険証が届くまでに医療機関にかかる場合は、一度全額立替払いをしていただき、後日「療養費」として西武健保にご請求ください。